

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：平泉町下水道事業特別会計

事業名	公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和58年10月20日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	平泉町	職員数* (H19. 4. 1現在)	1人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	531円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2690 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.34 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	22.2 (H19)
		経常収支比率* (%)	94.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成○年○月○日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	平泉町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	平泉町長 高橋 一男
既存計画との関係	「平泉町集中改革プラン」（平成18年度～平成22年度） 「公営企業経営健全化計画」（平成18年度～平成27年度）
公表の方法等	ホームページに掲載、町議会に説明（平成20年3月議会）
基本方針	快適な生活空間と公共用水域の水質改善に寄与する下水道事業を継続させるため、整備及び管理における効率化・合理化を行い、整備効果に見合った負担について住民の理解と協力を得ながら、平泉町集中改革プランにある「当面の自立」の町政運営のため「自立可能な財政構造の構築」を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	53	124	18	195
	補償金免除額	9	28	4	41
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		22		22
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	16	10		26

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道	31,260	34,185	7,283	72,728
	流域下水道	21,850	89,487	10,518	121,855
合 計 (A)		53,110	123,672	17,801	194,583
※ 一 般 上 記 の う ち （ 再 掲 ） 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		53,110	123,672	17,801	194,583

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道		22,192		22,192
合 計 (A)			22,192		22,192
※ 一 般 上 記 の う ち （ 再 掲 ） 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			22,192		22,192

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	資本費平準化債	15,884	9,549		25,433
合 計 (A)		15,884	9,549		25,433
※ 一 般 上 記 の う ち （ 再 掲 ） 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		15,884	9,549		25,433

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当町と一関市を対象とした磐井川流域下水道の関連公共下水道として、都市計画用途区域とその周辺の町中心部及び観光汚水を取り込む計画として、昭和58年度に事業着手し全体計画期間を平成32年度としている整備段階にある事業である。</p> <p>現在の認可面積223ha、認可人口4,176人で、平成18年度末の処理面積は150ha、処理人口2,814人となっている。</p> <p>下水道特別会計の平成18年度末歳出決算額は367百万円と小規模であるが、供用開始（H7）前後の処理区域拡大とその後の国の景気対策のための建設事業を促進してきたことにより、当特別会計における公債費は63.6%となっている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 営業収益の増収</p> <p>水洗化率は71.5%（H18末）と県では中位にあるが一層の向上による料金増収が求められる。また、20m<sup>3</sup>/月の料金単価3,045円で県内の中位にあるが、収益的収支の基準外繰入金を解消するため料金改定の必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 公債費負担の適正化</p> <p>町全体として実質公債費比率が22.2%（H18決算）と地方債の許可団体になっていることから、早期に協議団体へ移行が求められている。</p>
	<p>課 題 ③ 維持管理費の節減</p> <p>管理部門の職員は業務委託等により少ないが、今後も必要最小限の費用による効率的な管理運営が求められている。</p>
	<p>課 題 ④ 建設コストの縮減</p> <p>整備事業費を平成16年度に74%縮減し補助対象事業費で6千万円としたが、今後も継続して後年度の管理運営費の抑制に努めながら、工事コストの縮減を図り効率的な整備を進める必要がある。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	<p>職員数は平成17年度から一人体制としており整備部門に携わり、管理部門は料金徴収業務を水道部門に委託する等して職員はいない。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

フォローアップ用

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	111	125	129	121	125	122 124	158 120	115	109	108	
		(1) 営 業 収 益 (B)	23	36	40	42	41	43 43	47 49	51	52	52	
		ア 料 金 収 入	23	36	40	42	41	43 43	47 49	51	52	52	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他											
		(2) 営 業 外 収 益	88	89	89	79	84	79 81	111 71	64	57	56	
		ア 他 会 計 繰 入 金	41	43	51	42	55	49 53	110 46	43	38	37	
	イ そ の 他	47	46	38	37	29	30 28	1 25	21	19	19		
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	112	122	129	121	124	121 124	123 120	115	109	108	
		(1) 営 業 費 用	28	39	47	41	46	45 48	51 48	50	50	50	
		ア 職 員 給 与 費											
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	28	39	47	41	46	45 48	51 48	50	50	50	
		(2) 営 業 外 費 用	84	83	82	80	78	76 76	72 72	65	59	58	
ア 支 払 利 息		84	83	82	80	78	76 76	72 72	65	59	58		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		-1	3	0	0	1	1 0	35 0	0	0	0		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	472	441	282	234	245	247 253	310 400	327	251	240	
		(1) 地 方 債	198	160	68	69	86	88 94	218 240	155	78	67	
		(2) 他 会 計 補 助 金	124	139	134	114	120	108 119	55 121	134	136	136	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	136	112	58	30	30	30 30	30 30	30	30	30	
		(6) 工 事 負 担 金	14	30	22	21	9	21 10	7 9	8	7	7	
	(7) そ の 他												
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	475	441	284	235	246	247 255	372 400	327	251	240	
		(1) 建 設 改 良 費	369	318	135	93	88	87 95	76 104	99	101	92	
		ウ ち 職 員 給 与 費	19	22	15	9	9	8 10	8 10	10	10	10	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	106	123	149	142	158	160 160	296 296	228	150	148	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-3	0	-2	-1	-1	0 -2	-62 0	0	0	0		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	(E)+(I)	(J)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	-4	3	-2	-1	0	0	-2	-27	0	0		
積 立 金	(K)													
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)		6	2	5	3	2	2	2	0	0	0		
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	2	5	3	2	2	2	0	2	0	0		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)			2										
実 質 収 支	(N)-(O)		2	3	3	2	2	2	0	2	0	0		
黒 字	(P)													
赤 字	(Q)													
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収 益 的 収 支 比 率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		50.9	51.0	46.4	46.0	44.3	43.4	43.7	37.7	28.8	33.5	42.1	42.2
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	23	36	40	42	41	43	43	47	49	51	52	52
資 金 不 足 比 率	$((R)/(S) \times 100)$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
積 立 金 現 在 高			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 現 在 高			2,727	2,805	2,775	2,733	2,690	2,652	2,652	2,622	2,622	2,571	2,518	2,455
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの			2,727	2,805	2,775	2,733	2,690	2,634	2,634	2,459	2,459	2,352	2,318	2,275
うちその他に係るもの			0	0	0	0	0	18	18	163	163	219	200	180

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	(決算)	(決算)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
収 益 的 収 支 分			41	43	51	42	55	49	53	110	46	43	38	37
うち基準内繰入金			39	41	51	42	55	49	45	105	44	42	38	37
うち基準外繰入金			2	2	0	0	0	0	8	5	2	1	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの			2	2	0	0	0	0	8	5	2	1	0	0
資 本 的 収 支 分			124	139	134	114	120	108	119	55	121	134	136	136
うち基準内繰入金			37	42	40	35	32	23	78	52	110	94	53	85
うち基準外繰入金			87	97	94	79	88	85	41	3	11	40	83	51
うち赤字補てん的なもの			87	97	94	79	88	85	41	3	11	40	83	51

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)			
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
料金回収率 <sup>※</sup> (%)	10.7	14.7	14.3	16.0	18.7	20.0	19.8	13.7	14.0	18.8	23.9	29.1	
総収支比率(法適用) (%)													
経常収支比率(法適用) (%)													
営業収支比率(法適用) (%)													
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)													
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	50.9	51.0	46.4	46.0	44.3	43.4	43.7	37.7	28.8	33.5	42.1	42.2	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	36.9	34.4	39.5	34.7	44.0	40.2	42.8	69.6	38.4	37.4	34.9	34.3
	うち基準内繰入金 (%)	35.1	32.8	39.5	34.7	44.0	40.2	36.3	69.6	36.7	36.5	34.9	34.3
	うち基準外繰入金 (%)	1.8	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	1.7	0.9	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	1.8	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	1.7	0.9	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	26.2	31.5	47.5	48.8	49.0	43.7	47.0	17.7	30.3	40.9	54.2	56.7
	うち基準内繰入金 (%)	7.8	9.5	14.2	15.0	13.1	9.3	30.8	16.7	27.5	28.7	21.1	35.4
	うち基準外繰入金 (%)	18.4	22.0	33.3	33.8	35.9	34.4	16.2	1.0	2.8	12.2	33.1	21.3
	うち赤字補てん的なもの (%)	18.4	22.0	33.3	33.8	35.9	34.4	16.2	1.0	2.8	12.2	33.1	21.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

## (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

## (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

## (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

## (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

## (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

## (8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価<sup>※1</sup>／給水原価<sup>※2</sup>×100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	普及率拡大と水洗化人口の増加及び平成20年度に目指している世界遺産登録に伴う観光客の増による有収水量の増、並びに平成20年度の料金改定を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金のほか、収益収入をもって充足できない過去の建設投資に係る企業債の償還金に対し一般会計からの繰入額として計上。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資の予定はなく、平成16年度から建設投資を抑制していてその後の増加は考慮していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	既往債の繰上償還と借換債の導入を見込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題④ 計画的な業務の見直し等による簡素で効率的な組織編成に努めながら、集中改革プランに沿った職員数の削減に取り組んでる。下水道事業の職員数は平成15年度まで3人だったが平成17年度からは最小限の1人としている。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題④ 平成17年度に示された人事院及び県人事委員会の勧告に基づく給与構造改革を踏まえ、新給与制度を導入するとともに昇給短縮や特別昇給の見直し、給別職務分類表の見直し等に取り組んだ。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	課題③ 平成19年度中に取り組み方針の策定を行い公表できるよう検討する。下水道事業には該当職種の職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	課題④ 定年退職に伴う予定昇級及び退職時特昇は廃止済み。勧奨退職にかかるものについては、経過措置等を設けながら廃止の方向で検討していく。
◇ 福利厚生事業のあり方	課題④ 町職員互助会における事業全般について必要性・妥当性・効果などの観点から精査を行い、事業、給付水準、補助金のあり方について検討を行う。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題③ 流域関連公共下水道のため処理場管理費用は県に負担金として支出しており、施設管理費は管路に係る必要額分であり、また、事業が整備段階にあるため管理延長が増加することから、さらなる縮減は困難である。料金徴収業務は平成11年度から水道部門に委託し、業務の効率化を図っている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題③ 下水道事業では現在予定はないが、今後検討していく。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  ○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題① 平成15年7月に水量使用料の20m3を超える部分について区分を細分化し平均改定率7.4%の料金改定を行った。 平成18年度に策定した公営企業健全化計画に基づき、平成20年度の料金改定むけて取り組む。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開  ○ 行政評価の導入	課題①② 町の広報誌及びホームページにて公表を行っているが、今後は決算統計を基に作成された市町村財政比較分析表なども活用し類似団体との比較もしながら公表内容の充実を図り住民に情報提供できるよう取り組む予定である。  課題③④ 事務事業評価については予算編成時において事業の継続、廃止等検討して行っているが、「計画(P)→実践(D)→評価(C)→見直し(A)」の管理サイクルによる事務事業評価制度を定着させ、予算編成に反映させる予定である。
5 その他	課題① 平成20年度の世界遺産登録を目指していることにより「平泉町観光振興計画」では観光客の増加が予測されているが、それに伴う観光汚水量の増加が見込まれる。(観光客数が平成18年度187万人から平成22年度224万人に増加。) 課題② 公債費負担適正化計画に基づき地方債の抑制、地方債残高の減少を図り、町全体の実質公債費比率を平成24年度までに18%未満にするよう取り組む。 課題④ 平成16年度から管渠の最小口径を200mmから150mmに見直したことによる敷設工事費の縮減額により、事業の効率的な進捗を促進する。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>課題③            厳しい経営状況の中で職員数については管理運営に当たる職員給料は計上しておらず、資本的部門で平成17年度から最小限の1人としているが、他部門との連携等により簡素で効率的な組織編成に努めながら、現状維持に努める。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>課題①            平成18年度策定した公営企業経営健全化計画により、平成20年度の料金改定に向けて取り組む。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>課題①②            水洗化の促進と使用料金の見直しや既往債の繰上償還や借換債を導入するなどして、基準外繰出しの解消に努める。</p>
4 その他	<p>課題①            平成20年度に目指している世界遺産登録に伴う観光客の増による有収水量の増加が見込まれる。            課題④            管渠の最小口径を見直すことにより建設コストの縮減を図り、事業進捗の向上に努める。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
---

